

平成28年以降財産管理が厳格に



◎結婚資金は、300万円が限度で、挙式費用等(婚姻の1年前の日以降に支払われるもの)、新居の家賃、敷金等で定期間のものを言います。

税理士 風巻朋子



効果の方が高い方も多いので、お茶
葉で設けられましたが、資産家の
消費税10%の負担よりも相続税
特例です。

税理士 田中博史



業者に依頼するコンクリート敷きの
コインパーキングであれば、原則相続税
評価額が少し減額された上、小規模
宅地等の特例も適用されます。

税理士
岡本勲

平成 27年 結婚・子育て資金贈与の 特例は相続税対策

和田二
信司
著

10



野に入れた財産の承継先を提案いたしました。ご自身が考えた相続対策のプランが本当に正しいのかを検証するために、税理士を上手に活用していただきたいと思います。

10



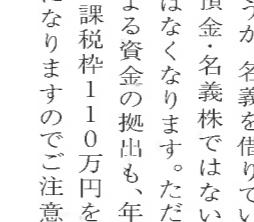
最近の税制改正で新制度の創設が始まっています。うまく活用することで上手に節税できますが、新制度を使う前には税理士に相談いたなく」とをおすすめします。

卷之三



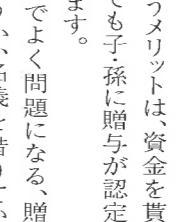
野を広く考えないといけません。10億円以下で相続税がかからないのは二次相続だけなので、配偶者へ全額相続させると二次相続で高額な相続税がかってしまうこともあります。

継先を提案いた



と勘違いされているお客様も多いです。
例えば、「相続財産が1.6億円以下の
で配偶者に財産をすべて相続させれば
相続税がかからない」と自信を持つてお話し
されるお客様がいます。

けません。1億円



平成27年から改正相続税法が施行となりました。そのため、例年以上に横浜相談所には多くのお客様がご相談にいらしゃいます。

メディアで相続税が取り上げられることが多い、税理士のセミナーも頻繁に開催されているため、知識の豊富な方が増えていると感じています。ただ、お話を聞いていくと、勘違いされているお客様も多いです。

232



相続税特集! 相続税の増税の影響

平成
27年
**二次相続を
意識した相続を**

平成
27年

新制度ジユニア

平成
27年
教育資金贈与の
特例は相続税対策

近年、税務署は確実に徴税を実施するため、個人情報の収集・管理を強化しています。

主な内容を確認していくと、まず、平成26年から国外に5000万円以上財産を所有する方は「国外外財産調書」を提出しなければならなくなりました。また、平成27年の税制改正で、一定の所得を超えると、



そして個人情報の収集・管理の算定とならない
が、平成28年1月から始まる「マイナンバー制度」です。国が個人には12桁 法人には13桁の番号を割り当てます。当社は、社会保障や税金等の分野で効率的に情報を管理していくため、マイナンバーは預貯金・口座とも連動して管理されることから、今後は、預貯金、有価証券 不動産、海外財産といった資産の情報を国が一元管理する形となります。

それでは、それぞれの制度について、内容を解説していきます。

君の田代君の久利が貿易作業言語でいふと、これが
す。さらに、今年の7月から通称「出国税」と言われ
る、出国時のみなし譲渡課税制度が始まります。

従来の規定では、所得税の確定申告書を提出する方のうち、その年分の所得金額が2000万円を超える方は、その年の12月31日現在の財産や債務についてその種類や金額を記載した「財産及び債務の明細書」を提出しなければなりません。

この規定が、今年の税制改正で

平成26年1月から「国外財産調書制度」が始まっています。これは居住者が各年の年末に所有する日本国外にある財産の合計額が50000円円を超える場合、所定の調書を提出しなければならないというものです。

今年10月に個人には12桁の個人番号、法人には13桁の法人番号が通知されます。

平成28年1月から個人は年金、税金、その他行政サービスが12桁の番号で管理されます。法人は登記情報等が13桁の番号で管理されます。個人番号は法律で定められた範囲以外の利用が禁止さ

OECDは国境を越えた租税回避等に対し国際協調のもと、それを防ぐためのプロジェクトを実施しています。

我が国における本制度の創設も、その一環です。有価証券等のキヤピタルゲインについて、所得税では、売却時に課税されることにな

**財産債務調書が
厳格化されました**

「国外財産調査」が義務化されています

マイナンバー制度
実施されます

今年10月に個人には12桁の個人番号、法人には13桁の法人番号が通知されます。

平成28年1月から個人は年

国際化行動本部

名称が「財産債務調書」に改称されるとともに、提出基準が、所得する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は同日ににおいて所有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」という要件が新たに加わりました。

また記載事項についても、財産の種類や金額に加えて財産の所在、有価証券の場合にはその銘柄等の情報、取得価額の記載などより詳細な内容を求められるようになりました。

これにはアメとムチが用意されており、調書を提出期限内に提出していた場合には、その国外財産について所得税や相続税の申告漏れがあったときでも、過少申告加算税(ペナルティの種)が5%軽減される一方、期限内に提出していなかつた場合は記載がない場合は所得税について5%過重されます。虚偽記載や期限内に提出がないう場合は別途罰則が設けられています。

法人番号は自由に使用が可能で、通知を受けた個人は勤務先に12桁の個人番号を提示しなければなりません。勤務先は年末調整の際に個人番号を源泉徴収票に記載し税務署、市区町村に提出します。民間では保険会社、証券会社が支払調書を税務署へ提出する際に記載が必要なため、提出が必要となります。また当事務所もお客様の税務申告代理を行ふ際に個人番号、法人番号の提示をお願いいたします。

色々な手手続きが便利になりますが、特に個人番号の管理は厳重にする必要がありそうです。

しかし租税条約上、有価証券等を売却した者が居住している間に課税権があり、わが国に無ことを利用し、含み益のある有価証券等を持つてキヤピタルゲイン非課税国へ出国して、これを売却することで課税逃れを行うことが可能ですが、これを防ぐため、出国時の有価証券等の合計額が1億円以上等の者を対象として、出国前にこれらを譲渡して同時に買戻したとみなしてキヤピタルゲインに課税する制度が本制度です。一定の手続きをすれば課税が猶予される仕組みになつております。海外に出られる方は要注意です。

また、記載事項についても、財産の種類や金額に加えて財産の所在、有価証券の場合にはその銘柄等の情報取得価額の記載などより詳細な内容を求められるようになりました。

い場合は別途罰則が設けられています。

もお客様の税務申告代理を行なう際に個人番号、法人番号の提示をお願いいたします。

色々な手続きが便利になりますが、特に個人番号の管理は厳重にする必要がありそうです。

前によりこれらを譲渡して同時に課税する制度が本制度です。一定の手続きをすれば課税が猶豫なく済みます。海外に出られる方は要注意です。



新宿相談所 所長
パートナー 税理士 石井力



税理士 辛島正史



法人部部長
マイナーシャルプランナー 草刈章雄



税理士・公認会計士
飯野明実

新人税理士奮闘記

法人部から税理士部門へ 移動しました

私は平成22年11月に入社いたしました。今年の11月で丸5年になりますが、昨年までは法人部に所属しておりました。今年税理士登録と同時に税理士部へ異動になり、現在は個人税務を中心に業務を行っております。

個人の税務は法人部とは、スポーツで例えると野球と柔道くらい違い、初めは本当に大変でした。法人部にいるときも個人業

務を行つておりましたが、譲渡、相続等は触れる機会が少なく、異動してすぐの確定申告にはパンク寸前でした。

しかし、そこを一つ乗り越え、お客様からの感謝のお言葉を開けた時の喜びはひとしおでした。

お電話での税務相談、来所相談、相談会、セミナー等、準備や勉強は大変ですが、とてもやり甲斐を感じております。

これからもお客様のお役に立てるよう頑張ります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

税理士 鍋持嘉宏



電話の税務相談で鍛えられました

弊所の仕事は様々あります。入所時の一番の驚きは税務相談の割合が非常に多いです。

去年は事務所全体で2万件以上の電話相談がありました。最初の頃は相手の質問の意図がわからず折返しの電話をすることが多かったです。ですが、段々とスマーズ

況を整理するため、質問を積極的にすることを心がけています。

また、税制改正に関する質問もあります。税制改正は未だ法律になっていないものもありますし、新設された制度は早く情報をキャッチして説明できるようにしなければなりません。そのため、新聞報道や国税庁、財務省、国土交通省の公表資料はいち早く確認してい



税理士 熊田俊樹

新宿と横浜を行き来しています！

2015年2月に入社しました、税理士の丸茂と申します。よく、「まるしげ」と呼ばますが、「まるも」と申します。

去年は事務所全体で2万件以上の電話相談がありました。最初の頃は相手の質問の意図がわからず折返しの電話をすることが多かったです。ですが、段々とスマーズ

が、毎日常駐していればもつとお客様にお気軽にご利用いただけるなど、日々実感しております。また、

そのようなご要望をいただくことも多々あります。

そしてこれからは横浜相

談所も!!

よろしくお願い致します!!



税理士 公認会計士 田村亮一

新入社員です よろしくお願いします

はじめまして。2014年11月に入社いたしました田村と申します。

高齢化社会の到来や平成27年度における相続税の改正により、資産税の二一ツが高まっております。そんな中、税理士として時代の最先端の現場で仕事がしたいという思いが強く、群馬から上京して東京シティ税理士事務所に入所させていただきました。入所しま

てみると電話相談・お客様との対面相談・セミナー講師等、通常の会計事務所では経験しないことばかりで正直大変戸惑いましたが、周囲のスタッフの皆さんに支えられて、なんとか繁忙期を乗り越えることが出来ました。

よう努力していきたいと思

います。

今後ともよろしくお願ひ

いたします。



込み入った相談になると状態

資料はいち早く確認してい

ます。今まで通り新宿事務所で勤務しております

ます。

相談所で勤務しております

ます。

相談所で勤務しております